

初山別村地球温暖化対策実行計画

【初山別村の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

令和3年度～令和12年度

《第4次実行計画》

令和3年4月
初山別村

目 次

はじめに	1
第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の基準年度および期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 対象となる温室効果ガス	2
第2章 温室ガスの排出状況及び削減目標	
1 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2 削減目標	3
第3章 取組	
1 直接効果が把握できる取組	4
2 間接的に効果がある取組	4
第4章 推進体制と点検・評価及び公表	
1 推進体制	5
2 点検・評価	6
3 公表	6

はじめに

初山別村は、平成19年8月に地球温暖化防止実行計画を策定し、平成19年度から平成23年度までの5カ年を第1次計画、平成24年度から平成28年度までの5カ年を第2次計画、平成29年度から令和2年度までの4カ年を第3次計画として地球温暖化防止の取組を実施してきました。

第4次計画は、令和3年度から令和12年度までの10カ年を計画期間として策定し、新たに設定した目標の達成に向け、引き続き地球温暖化対策に取り組んで参ります。

また、令和8年度（5年経過後）に温室効果ガス排出削減目標等について、計画の見直しを行うこととします。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴い太陽からの日射や地表面から放出する熱の一部が一定量を超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化による気温の上昇に伴う自然環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、1997年に開催された「地球温暖化防止京都会議」において、京都議定書が採択され、2008年から2012年の間に温室効果ガスの総排出量を1990年時点と比べ6%削減する目標が定められました（京都議定書第1約束期間）。我が国においては、2013年に地球温暖化対策推進本部にて決定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」により、2020年までの削減目標を登録しました。2020年度の削減目標を1990年度比で25%減としていましたが、東日本大震災など、我が国が直面した状況の変化を受け、現時点では原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めず、2005年度比で3.8%減としました。

2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標としては、2015年の地球温暖化対策推進本部にて決定された「日本の約束草案」により、2030年度の削減目標を2013年度比で26%減としました。長期的な目標としては、2015年に採択された「パリ協定」を踏まえ、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指しています。

国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体・事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県・市町村に対して、「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられています。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3に基づき、本村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 計画の基準年度および期間

これまで平成19年度に「初山別村地球温暖化防止実行計画」(第1次計画)を策定し、平成18年度を基準年度として地球温暖化対策に取り組んできました。第2次計画及び第3次計画についても、地球温暖化対策を継続して実施していくことから、基準年度を平成18年度としています。

第4次となる計画期間は、令和3年(2021年)度から令和12年(2030年)度までの10年間とし、「日本の約束草案」にならい平成25年度を基準年度とします。(第3次計画までの基準である平成18年度についても、比較を行います。)

	基準年度	計画期間	目標年度
第1次	平成18年度	平成19～23年度	平成23年度
第2次		平成24～28年度	平成28年度
第3次		平成29～令和2年度	令和2年度
第4次	平成25年度 (平成18年度)	令和3～12年度	令和12年度

4 計画の対象範囲

本計画の対象は「本村の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとし、主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

担当課	施設別
総務課	役場庁舎、議会庁舎、分庁舎、5号車庫、公用車
企画振興室	繋小屋、公用車
住民課	保育所、診療所、公用車
経済課	みさき台公園、農水産物加工試験研究センター、浄水場等上下水道施設、観光施設、公用車
教育委員会	自然交流センター、天文台、スポーツ施設、学校、資料館、公用車

5 対象とする温室効果ガス

本計画において、削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類のうち、二酸化炭素(CO₂)とします。

第2章 温室ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量

第4次実行計画の基準年度である平成25年度の二酸化炭素総排出量は、1,020,583 kg-CO₂（平成18年度は 1,052,395 kg-CO₂）です。

基準年度	排出量 (kg-CO ₂)
平成25年度	1,020,583 kg-CO ₂
平成18年度	1,052,395 kg-CO ₂

2 削減目標

第1次実行計画から第3次実行計画において、平成18年度を基準年度とし、二酸化炭素排出量を6%削減する数値目標を掲げ温室効果ガス削減の取組を行ってきました。

平成23年度（第1次計画）には7.73%削減し、6%の削減目標を達成しましたが、平成28年度（第2次計画）においては2.4%の削減となり、目標である6%には届きませんでした。

平成27年に決定された「日本の約束草案」において、令和12年（2030年）度の削減目標を平成25年度比で26%削減としていますが、初山別村において従来の取組の延長では困難であると判断し、第4次実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標を平成25年度比6%削減（平成18年度比8.4%削減）とします。

区分	基準年度排出量	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
二酸化炭素 (CO ₂)	平成25年度 1,020,583 kg-CO ₂	6%	959,348 kg-CO ₂
	平成18年度 1,052,395 kg-CO ₂	8.4%	

《項目別の削減目標》

項目	基準年（平成25年度）		目標年（令和12年度）		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量
ガソリン	9,801.3 L	22,739	9,213.2 L	21,375	588.1 L	1,364
軽油	28,616.1L	73,830	26,899.1L	69,400	1,717 L	4,430
灯油	125,250.9 L	311,875	117,735.8L	293,162	7,515.1L	18,713
重油	0 L	0	0 L	0	0 L	0
ガス	402.3kg	1,207	378.2kg	1,135	24.1kg	72
電気	1,108,770 kWh	610,932	1,042,244kWh	574,276	66,526kWh	36,656
合計		1,020,583		959,348		61,235

第3章 取組

本村の事務及び事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

1 直接効果が把握できる取組

(1) 電気使用量の削減

- 効果的・計画的な事務処理及び、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。
- 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行う。
- トイレ・調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- OA 機器等の電源をこまめに切るように努める。
- 勤務終了後の早期退庁を奨励する。
- 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入する。

(2) 燃料使用量の削減

① 施設

- 冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行う。
- 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
- クールビズ・ウォームビズを推進する。

② 公用車

- 急発進・急加速はしない。
- 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控える。
- 公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図ると共に、ハイブリットカーへの移行を検討する。
- 出張時の相乗りを奨励する。

2 間接的に効果がある取組

(1) 用紙類

- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- 古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入するように努める。

(2) 事務用品

- 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める。
- 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象商品の購入に努める。

(3) 水道

- 日常的に節水に心がける。

- 節水型機器の導入について検討する。
- (4) ゴミの減量・リサイクル
 - 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
 - 使い捨て容器の購入は極力控える。
- (5) 物品等の新規・更新
 - 物品等の新規・更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- (6) 施設の新築・改築
 - 施設を新築・改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- (7) 村有林の整備・保全と利用
 - 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図る。

第4章 推進体制と点検・評価及び公表

1 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進本部

村長を本部長、副村長・教育長を副本部長、課長職を構成員として組織し、計画の策定及び見直し、計画の推進・点検を行う。

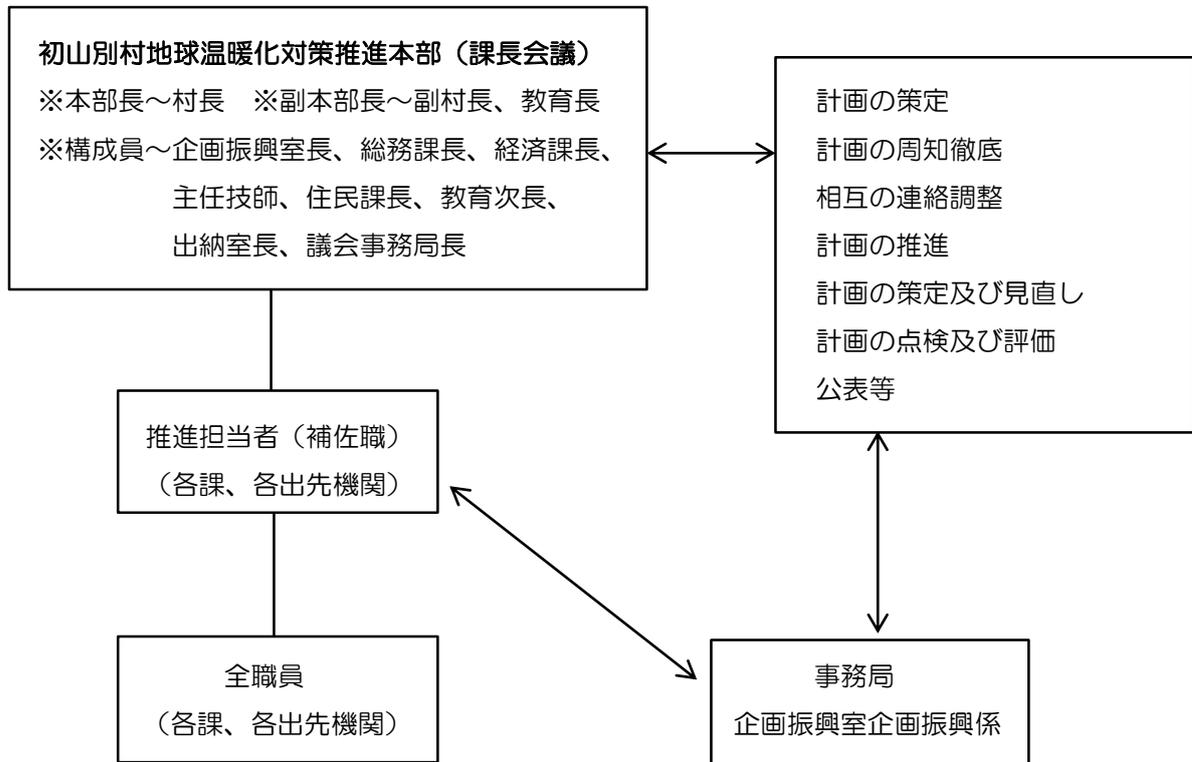
(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図っていく。

(3) 事務局

事務局を企画振興室企画振興係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

推進体制組織図



（４）職員に対する啓発等

職員を対象とした地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行う。

- ・ 環境全般に関する意識向上を図るため研修会の実施
- ・ 庁内 LAN 等を活用して環境に関する情報の発信

2 点検・評価

事務局は、各推進担当者を通して定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検・評価を行うこととします。

3 公表

計画の進捗状況及び点検・評価の結果は、ホームページにより公表します。